

### «南九州市 均等割非課税限度額の計算方法»

合計所得金額	
扶養がない場合	基本額 3 8 万円以下
扶養がいる場合	基本額 2 8 万円 × (同一生計配偶者+扶養親族の数+1) + 1 0 万円 + 加算額 1 6 万 8 千円※扶養がいる場合のみ加算

### «均等割非課税 判定早見表»

被扶養者等の数	合計所得の非課税限度額	給与収入のみの場合	年金収入のみの場合 (65歳未満の方)	年金収入のみの場合 (65歳以上の方)
0人（本人のみ）	<b>380,000円以下</b>	1,030,000円以下	980,000円以下	1,480,000円以下
1人	<b>828,000円以下</b>	1,478,000円以下	1,470,667円以下	1,928,000円以下
2人	<b>1,108,000円以下</b>	1,758,000円以下	1,844,001円以下	2,208,000円以下
3人	<b>1,388,000円以下</b>	2,099,999円以下	2,217,334円以下	2,488,000円以下
4人	<b>1,668,000円以下</b>	2,499,999円以下	2,590,667円以下	2,768,000円以下
5人	<b>1,948,000円以下</b>	2,899,999円以下	2,964,001円以下	3,048,000円以下
6人	<b>2,228,000円以下</b>	3,299,999円以下	3,337,334円以下	3,337,334円以下

### «南九州市 所得割非課税限度額の計算方法»

合計所得金額	
扶養がない場合	基本額 4 5 万円以下
扶養がいる場合	基本額 3 5 万円 × (同一生計配偶者+扶養親族の数+1) + 1 0 万円 + 加算額 3 2 万※扶養がいる場合のみ加算

### «所得割非課税 判定早見表»

被扶養者等の数	合計所得の非課税限度額	給与収入のみの場合	年金収入のみの場合 (65歳未満の方)	年金収入のみの場合 (65歳以上の方)
0人（本人のみ）	<b>450,000円以下</b>	1,100,000円以下	1,050,000円以下	1,550,000円以下
1人	<b>1,120,000円以下</b>	1,770,000円以下	1,860,001円以下	2,220,000円以下
2人	<b>1,470,000円以下</b>	2,215,999円以下	2,326,667円以下	2,570,000円以下
3人	<b>1,820,000円以下</b>	2,715,999円以下	2,793,334円以下	2,920,000円以下
4人	<b>2,170,000円以下</b>	3,215,999円以下	3,260,001円以下	3,270,000円以下
5人	<b>2,520,000円以下</b>	3,703,999円以下	3,726,667円以下	3,726,667円以下
6人	<b>2,870,000円以下</b>	4,139,999円以下	4,182,353円以下	4,182,353円以下

均等割及び所得割の非課税対象者

- (1) 生活保護の生活扶助受給者
- (2) 障害者、未成年、ひとり親・寡婦で前年の合計所得が**135万円**以下